

現場代理人の常駐義務の緩和について

令和6年4月1日

工事請負契約約款第10条第3項に定める、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認める場合の適用範囲について、下記のとおり定めましたので通知します。

1. 常駐緩和の条件

【岐阜市の取扱①】

当面の間は、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の距離が10km程度の工事について、同一の現場代理人をこれらの対象工事に配置できるものとする。（ただし、工事は原則2本までとし、岐阜市（岐阜市上下水道事業部及び岐阜市民病院含む）発注の工事に限る。）

- | |
|---|
| <p>○工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事の例示</p> <ul style="list-style-type: none">・ 工事現場が隣接する場合（ex 道路工事（橋梁）と河川工事（護岸））・ 同一の河川、道路や敷地内で施工する場合 <p>○施工にあたり相互に調整を要する工事の例示</p> <ul style="list-style-type: none">・ 資材の調達を一括で行う場合・ 工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工する場合・ 現場発生土の流用や交通規制など工程調整が必要な場合・ 工所用仮設道路等を共有している場合 |
|---|

【岐阜市の取扱②】

現場代理人については、工事請負契約約款第10条第2項の規定により工事現場への常駐が義務付けられているが、下記の要件をすべて満たし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合においては、同一の現場代理人を2件の工事現場に配置できるものとする。

ただし、発注者において常駐が必要と判断した場合は、この限りでない。

- 一 2件の工事がともに岐阜市（岐阜市上下水道事業部及び岐阜市民病院含む）発注の工事であること。
- 二 2件の請負金額の合計が税込み4,000万円未満であること。なお、契約変更により、請負金額の合計が4,000万円以上となった場合は、それぞれの工事に現場代理人を常駐させなければならない。
- 三 直近2ヶ年度における岐阜市発注工事の当該工種に係る工事成績評定点の平均が70点以上であること。なお、直近2ヶ年度における受注実績が無い場合には、本要件を満たさないものとする。

【岐阜市の取扱③】

工事請負契約約款第10条第3項の規定については、上記【岐阜市の取扱②】によるほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、同項の「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障」がないものとして取り扱う。

ただし、いずれの場合も、発注者と受注者との間で当該期間が設計図書もしくは打合せ記録簿等の書面により明確となっていることが必要である。

- 一 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。
- 二 工事請負契約約款第20条第1項又は2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間。
- 三 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。
- 四 前3号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間。

2. 兼務の申請

- 1 受注者は、現場代理人の兼務を希望する場合は、それぞれの工事担当課あて、「現場代理人の兼務申請書」を提出し、承認を受けること。
- 2 同一の現場代理人が主任技術者を兼務し、かつ、主任技術者の専任を要する他の工事との兼務申請を行う場合は、それぞれ申請すること。（別途「専任を要する主任技術者の兼務について」参照）

現場代理人の兼務申請書

令和 年 月 日

(発注者)

様

(受注者)

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

岐阜市発注の下記工事に係る現場代理人を兼務配置したいので申請します。
なお、両工事の施工に当たっては、関係法令等を遵守し、安全管理及び工程管理に留意します。

現場代理人氏名		連絡先	
---------	--	-----	--

項 目	兼務する工事 1	兼務する工事 2	備 考
工事番号			
工 事 名			
工事場所	岐阜市	岐阜市	
工 期	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	
工 種			
請負金額 (税込)			
工事間距離	k m		注3
工事担当課			

- 注1) 本申請書に記載した工事内容の根拠資料として、契約書の写し等を添付すること。
注2) 2件の工事の担当課が異なる場合には、それぞれの担当課に申請書(正副2部)を提出すること。
注3) 「工事間距離」は、「工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の距離が10km程度に近接した工事」として兼務を申請する場合に、2工事間の距離を記入すること。

<p>上記の件については、承認します。</p> <p>なお、契約変更により、上記工事の内容が変更された際には、それぞれの工事に現場代理人を常駐させることとなる場合がありますのでご留意ください。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>(発注者)</p> <p>印</p>
--